

犯罪被害者等支援 4月に改正条例施行



犯罪被害者等支援シンボルマーク
ギョットちゃん

犯罪被害に遭われた方やそのご家族・ご遺族は、被害を受けたことによってそれまでの生活が一変してしまいます。県は、身体的・精神的・経済的にも苦しい立場にある犯罪被害者の方やそのご家族・ご遺族が、平穏な生活を取り戻せるよう支援するため、改正された「宮城県犯罪被害者等支援条例」の施行に合わせ、見舞金を支給します。

宮城県犯罪被害者支援条例の改正

施行	平成16年4月1日
改正	令和5年10月(令和6年4月1日施行)
改正理由	条例制定から20年近く経過し、被害者等の現状に合わない面が出てきたため
主な改正内容	<ul style="list-style-type: none"> ●条例の名称変更 支援の対象に犯罪被害者のご家族やご遺族を含むことを明らかにするため、「犯罪被害者」から「犯罪被害者等」に変更 ●支援の充実 居住や雇用の安定、経済的負担の軽減、保健医療や福祉サービスの提供など中長期的な支援を追加 ●事業者・民間支援団体の責務 これまでの県・市町村・県民の責務に加え、事業者・民間支援団体の責務を新たに追加 ●被害が潜在化しやすい犯罪被害者等への支援 被害が潜在化しやすい犯罪被害者等(子ども、障がい者、高齢者、性犯罪・性暴力被害者、DV被害者など)への相談体制の確立

見舞金の支給

対象	令和6年4月1日以降に発生した犯罪行為による被害
遺族見舞金	給付額：30万円 対象者：犯罪で亡くなられた被害者のご遺族
重傷病見舞金	給付額：10万円 対象者：治療の期間が1カ月以上かかるけがや病気をした被害者ご本人
対象となる犯罪	生命または身体を害する罪に当たる行為で、警察に被害が認知された犯罪行為
対象者	犯罪発生時に、県内に住所がある犯罪被害者の方またはご遺族
申請期限	犯罪被害を知った日から原則2年以内

※見舞金の支給には、この他にも要件が必要になる場合がありますので、申請前にご相談ください。

犯罪被害者等の支援にご理解をお願いします

犯罪被害に遭うと、生命、身体、財産の直接的な被害を受けるだけでなく、被害後に生じるさまざまな問題(二次的被害)に苦しめられます。

二次的被害とは

事件に遭ったことによる
精神的ショックや身体の不調

医療費の負担や失職、転職などによる
経済的困窮

捜査や裁判などの過程における
精神的、時間的負担

周囲の人々の無責任なうわさ話、報道による
ストレス、不快感

県民・事業者のみなさまへ

理解 犯罪被害者の方やそのご家族・ご遺族の置かれた状況を理解し、一人一人に寄り添った行動をお願いします。

配慮 犯罪被害者の方やそのご家族・ご遺族が誹謗中傷などによる二次的被害に苦しむことがないように配慮をお願いします。

支え 犯罪被害者の方やそのご家族・ご遺族が仕事を続けながら被害回復を図るためには、就労、勤務上の配慮(裁判や通院のための休暇など)や支えが必要です。ご理解をお願いします。

休暇

休暇制度はこちら

厚生労働省 働き方・休み方改善ポータルサイト



相談窓口などはこちら



共同参画社会推進課

☎022(211)2567